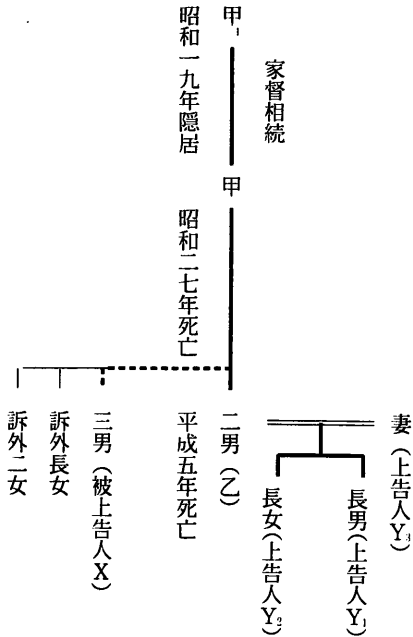


いわゆる中間省略相続登記の更正方法に関する事例（最高裁平成一二年一月二七日 第一小法廷判決 平成一一年（オ）第七七三号 所有権移転登記抹消登記手続請求事件 判時一七〇二号八四頁、金判一〇八九号三頁、判タ一〇二五号一一四頁）

渡邊 拓



【事件の概要】

本件不動産（1）ないし（4）は、もと甲が所有していた。

甲は、昭和二十七年一月二四日に死亡した。甲の相続人は、妻（昭和五二年九月二一日死亡）、二男（乙）、長女、三男被上告人 X 及び二女であった。乙は、平成五年三月四日に死亡し、上告人 Y1、Y2 がその相続人である。

本件各不動産については次のような中間省略相続登記と、先行省略登記がなされている。

本件不動産（1）平成五年八月五日受付「昭和二十七年一月二四

いわゆる中間省略相続登記の更正方法に関する事例

日乙相続、平成五年三月四日相続」を原因とする、甲から上告人Y₁に対する所有権移転登記(以下「本件登記(1)」)。

本件不動産(2)平成五年八月五日受付「昭和一九年二月二四日甲家督相続、昭和二十七年一月二四日乙相続、平成五年三月四日相続」を原因とする、甲₁からY₁に対する所有権移転登記(以下「本件登記(2)」)。

本件不動産(3)平成五年八月五日受付の上告人Y₁のため所有権保存登記(以下「本件登記(3)」)。

本件不動産(4)平成五年八月五日受付「昭和二十七年一月二四日乙相続、平成五年三月四日相続」を原因とする、甲から上告人Y₂に対する所有権移転登記(以下「本件登記(4)」)。

本件において、被上告人Xは、上告人Y₁に対し、本件不動産(1)(2)については、本件登記(1)(2)を、昭和二十七年一月二四日相続を原因とする乙の持分を四分の三、被上告人Xの持分を四分の一とする所有権移転登記及び平成五年三月四日相続を原因とする乙から上告人Y₁への持分全部移転登記に、本件不動産(3)については、本件登記(3)を、乙の持分を四分の三、被上告人Xの持分を四分の一とする所有権保存登記及び平成五年三月四日相続を原因とする乙から上告人Y₁への持分全部移転登記に、

それぞれ改めるとの更正登記手続をするよう求め、上告人Y₂に対し、本件不動産(4)について、本件登記(4)を、昭和二十七年一月二四日相続を原因とする乙の持分を四分の三、被上告人Xの持分を四分の一とする所有権移転登記及び平成五年三月四日相続を原因とする乙から上告人Y₂への持分全部移転登記に改めるとの更正登記手続をするよう求めた。⁽¹⁾

これに対し、上告人Y₁は、本件不動産(1)ないし(4)につき乙の単独所有とする旨の遺産分割協議が成立し、又は取得時効が完成した旨主張したが、原審は、右主張はいずれも認められないとして、右各不動産についての前記更正登記手続請求を認容した。Y₁から上告。

【判旨】

一 更正登記は、錯誤又は遺漏のため登記と実体関係の間に原始的な不一致がある場合に、その不一致を解消させるべく既存登記の内容の一部を訂正補充する目的をもってされる登記であり、更正の前後を通じて登記としての同一性がある場合に限り認められるものであるところ、前記事実関係の下においては、本件不動産(1)ないし(4)については、本件登記(1)ないし

(4)と被告Xが求める更正登記手続による更正後の登記との間に同一性がなく、右更正登記手続をすることはできないと解すべきである。ただし、本件登記(1)ないし(3)の登記名義人は原告Y₁であり、本件登記(4)の登記名義人は原告Y₂であるのに対し、被告Xが求める更正登記手続は、これにより一旦登記名義人をいずれも乙及び被告Xとするものである上、一個の登記を二個の登記に更正するものであって、登記名義人及び登記の個数の点において登記としての同一性を欠くからである。

二 ところで、記録によれば、本件において、被告Xは、登記簿上は原告Y₁又は同Y₂の単独所有に係るものとして権利関係が表示されている本件不動産(1)ないし(4)につき、被告Xの現在の持分四分の一が表示されるよう是正を求めているものにはかならないのであって、その請求が意図するところは、本件不動産(1)(2)(4)については、被告Xの持分を四分の一とし、真正な登記名義の回復の原因とする所有権一部移転登記手続を求めており、本件不動産(3)については、本件登記(3)を原告Y₁の持分を四分の三、被告Xの持分を四分の一とする所有権保存登記に更正登記手続をする

ことを求めていると解することができ、被告Xの請求は、右の趣旨のものとして認容すべきである。

一 問題の所在

本件の事件自体は、遺産分割協議の有効性が争われたものであった。しかし、遺産分割協議の成立は、原審によって否定され、その点に関する上告も退けられた。しかし、登記の更正方法について原審と最高裁との間で見解が異なったため、職権で、最高裁が判断を下したものである。

本件のことの発端は、甲(ないし甲¹)からY₁への中間省略登記がなされたことである。

そもそも、中間省略登記は、中間者の同意があれば有効であることは判例上認められている。しかし、実際の登記実務においては、中間者の同意書を添付しても申請を受理していない。⁽²⁾甲⁽²⁾↓乙↓丙と順次相続がされた場合であっても、原則として甲↓乙、乙↓丙の二段の相続登記が必要であるとされている。しかし、便宜的取り扱いとしてこれら二個の登記を一個の登記申請によって認

めることが実務上おこなわれている。⁽³⁾ 中間の相続が単独相続である場合には、中間の相続を省略しても中間の単独相続人の権利を害する恐れはなく、また最終相続人による相続登記が実体関係に合致している以上取引の安全を害する恐れもない。また、本件のように登記原因として「〇〇年家督相続、〇〇年相続」という記載をすれば、権利変動の過程は明らかであるからである。しかし、それはあくまで、中間が単独相続の場合のみである。A↓B↓Cと相続され、登記名義をA↓Cに移す移転登記、あるいは、A↓B↓C・D(共有)という相続の場合に、A↓C・D(共有)という移転登記申請をすることは許されている。しかし、中間に共同相続が絡む場合にはこれは認められない。例えば、A↓B・C(共有)、B↓D(持分相続)、C↓E(持分相続)と相続が行われた場合に、A↓D・E(共有)という移転登記は許されないとされている。これは、A↓B↓Dと、A↓C↓Eという二つの異なる系統の登記があり、これを一個の登記であると登記記載事項が複雑になり、公示の明確性を失うからであるとされている。⁽⁴⁾

本件においても、上告人Yらは、本件各不動産については乙単独相続の遺産分割協議が成立したものととして、甲↓Yの移転登記を行った。しかし、遺産分割については原審によって否定された

ため、甲の相続人は、乙だけではなく、被上告人Xも存在していたということになり、甲↓Yという移転登記は許されないものとなった。

このように実体に合わない登記が存在する場合には、当事者はそれを是正する登記を求める請求権を有する。是正する方法としては、次の三つが考えられる。⁽⁵⁾

④現在のYらの単独所有の登記を全部抹消し、新たに移転登記をし直す。

⑤更正登記によってXとYらの共有に直す。

⑥真正な登記名義の回復を原因とする移転登記によって、Xの持分をYからX名義に移す。

本件では、Xは、主位的請求として④を、予備的請求として⑥による方法を主張したが、最高裁は結局、⑥の方法による是正を認めたのである。

では、当事者が当初求めていた更正登記とはどのような場合に認められ、本件ではなぜ、認められなかったのであろうか。

二 更正登記

更正登記とは、すでに存在する登記につき、その当初の登記手続において「錯誤又は遺漏」があったために、登記と実体関係の間に原始的な不一致がある場合に、この不一致を解消せしむるべく既存登記の内容の一部を訂正・補充する目的を持ってなされる登記である。⁽⁶⁾

1 要件⁽⁷⁾

①「登記ニ付キ錯誤又ハ遺漏」のあること。この場合に「錯誤」とは、登記上本来なされるべき真正の記載を欠いて、代わりに、積極的に誤った記載がある場合を言い、「遺漏」とは、単に消極的に真正な記載を欠くにとどまる場合をいう。

②当該登記事項の一部についての「錯誤又ハ遺漏」であること。不完全であっても一応所定の登記としての効力が認められて、はじめて更正という問題が生じる。登記全部の遺漏や錯誤は新たな登記請求あるいは抹消登記の問題となる。

いわゆる中間省略相統登記の更正方法に関する事例

③登記と実体関係の不一致が当初の登記手続において生じたものであること。登記完了後に生じた場合には変更・抹消登記の問題となる。

④錯誤、遺漏の生じた原因は、当事者の過誤に基づくとき、登記官の過誤に基づくときを問わない。

⑤錯誤、遺漏は、当該登記の完了後に訂正しようとするものであること。登記完了前に発見したときは、未だ公示されておらず、第三者を害する恐れはなく、登記官は単なる字句修正によって誤りを修正できる。

⑥既存の登記が更正によって現出さるべき登記、すなわち実体関係との間に同一性を表示するに足るものであること。

2 更正の前後で同一性が要求される理由

判旨に「本件不動産(1)ないし(4)については、本件登記(1)ないし(4)と被上告人Xが求める更正登記手続による更正後の登記との間に同一性がない」とある様に、本判決は⑥の「同一性」の要件が欠けるとして更正登記を認めなかった。

ではなぜ、更正登記には同一性が要件として要求されているの

であろうか。

先述したように、更正登記とは、そもそも、全く無効な登記を有効にするためのものではなく、一応は有効なものとして成立している登記の一部に、実体と原始的な不一致がある場合にそれを是正することで全体として有効な登記とする手続である。ゆえに更正の前後を通じて同一性を保持していなければならない。もし、更正前後で同一性を失う登記をする場合には、それは更正登記によるべきではなく、抹消登記を用いるべきであるとされる。⁽⁸⁾

さらに、更正登記が自由にできると、実質的には実体関係を示さない無効な登記が流用されたり、結果的に二重登記が現出されたりして、第三者が不測の損害を受けるからであるとされる。⁽⁹⁾

どのような場合に同一性が認められるかについては、結局のところ、各種登記の様式等からみて、登記簿面を不必要に混乱させることなく読みにくくすることなしに過去の登記面を是正するには、いかなる種類・形態の登記を用いるのが合理的かということによって決せられるとされている。⁽¹⁰⁾

3 判例・先例で、同一性が認められた例

【1—①】物権変動自体については錯誤や遺漏はないが、登記原因に誤りのある場合。⁽¹¹⁾

【1—②】抵当権設定登記において被担保債権の発生原因についての記載を遺漏した場合。⁽¹²⁾

【1—③】抵当権設定登記において被担保債権の債務者が設定者以外の者(物上保証人)であるのに設定者自身を債務者として表示した場合。⁽¹³⁾

【1—④】共有持分の移転登記において持分の記載に誤りがある場合。⁽¹⁴⁾

【1—⑤】登記された権利の具体的内容や範囲を示す記載に錯誤・遺漏がある場合。⁽¹⁵⁾

特に共有の場合については次のような判例・先例がある。

【1—⑥】甲乙が共同相続した不動産について乙が単独の所有権移転登記をした場合、乙の単独所有の登記を甲乙の共有名義に更正登記ができる。⁽¹⁶⁾

【1—⑦】甲乙が共同相続した不動産を乙が単独相続の登記をし、それを丙に譲渡した場合、甲は丙に対して自己の持分について一部抹消(更正)登記を求めることができる。⁽¹⁷⁾

【1—⑧】甲乙共有名義の登記を甲の単独名義の登記へ、甲単独名義の登記を甲乙共有名義の登記へと更正登記をすることができ⁽¹⁸⁾る。

4 更正登記が認められない例

【2—①】全部遺漏または全部錯誤の場合。⁽¹⁹⁾

【2—②】権利の客体である不動産を誤った場合。⁽²⁰⁾

【2—③】登記の対象となる権利の種類を誤った場合。⁽²¹⁾

【2—④】登記名義人を甲とすべきところを乙と記載した場合には原則として更正登記を認められない。⁽²²⁾これを認めると、登記官には形式的審査権しかないため、関係者の馴れあいで、登記名義人が更正登記を濫用して権利移転登記の代用するという弊害がある。⁽²³⁾

これらの場合にはいずれも抹消登記あるいは真正な登記名義の回復に基づく移転登記の可否が問題となる。

5 最高裁の判断

いわゆる中間省略相続登記の更正方法に関する事例

ここで、もう一度、最高裁はどのような理由で同一性を否定したのかをみてみよう。

原審は、「甲↓Y」の移転登記を、いったん、「甲↓乙・X」の共有の登記に更正し、さらに乙の持分について「乙↓Y」の持分移転登記に更正することを認めた。これに対し、最高裁は、「本件登記（1）ないし（3）の登記名義人は上告人Y₁であり、本件登記（4）の登記名義人は上告人Y₂であるのに対し、被上告人Xが求める更正登記手続は、これにより一旦登記名義人をいずれも乙及び被上告人Xとするものである上、一個の登記を二個の登記に更正するものであって、登記名義人及び登記の個数の点において登記としての同一性を欠く」ことを理由に更正登記を認めなかった。この理由付けは次の二つの部分から成り立っているといえる。

理由Ⅰ 「甲↓Y」の移転登記を「甲↓乙・X」の共有の登記に更正することによって登記名義人が「Y」らから「乙・X」になってしまうこと
↓登記名義人の点で同一性がない。

理由Ⅱ 「甲↓Y」の一個の登記を、「甲↓乙・X」の共有の登記と「乙↓Y」の持分移転登記の二個の登記にするも

のであること

↓登記の個数の点で同一性がない。

結局、本判決は、理由Ⅰ、理由Ⅱを合わせて本件登記に「同一性」がないと判断したものである。

ではこれからさらに、次のような命題を導くことができるだろうか。

④「登記名義人が全く異なる場合には、登記に同一性は認められない」

⑤「二個の登記を二個の登記に更正することは同一性を欠く」

④は既に、更正登記が認められない場合の先例【2-④】において明らかにされていた命題である。

これに対して⑤の命題を導くことができるかどうかは微妙である。従来、更正登記の同一性について登記の個数はあまり問題にされておらず、単に一個の登記を複数の登記に更正することが、即、同一性を欠くことに繋がるかどうかは未だ十分に明らかにされていない。また、本件においても、そもそも「甲↓

Y」から「甲↓乙・X」への更正登記が登記名義人の点で同一性を満たさないもので、先例からすれば、理由Ⅰだけでも更正登記否定の結論を導くことは可能であったといえる。そうすると理由Ⅱから導かれる命題⑤が単独で成り立つかどうかは未だ検討の余地があるといえよう。

6 一段の更正登記の可能性

では、本件において、「甲↓X・Y(共有)」という一段の更正登記が求められていた場合には認められたであろうか。本件不動産(3)については、もともとの登記がY単独の所有権保存登記であり、これを、Xとの共有名義の所有権保存登記に一段で更正することは、先の先例に照らしても、本件最高裁の判示に照らしても問題ないといえる。

問題は本件不動産(1)(2)(4)である。これらの不動産については、前述したように、本来ならば、「甲↓乙・X」と、「乙↓Y」という相続登記がなされねばならなかったはずであった。本件においても、「甲↓X・Y」の所有権移転登記に一段で更正できるとの見解もある。⁽²⁵⁾要するに、本件においては、乙単独の所

有権取得の登記が誤りであり、実体的には乙は四分の三しか取得しておらず、残りの四分の一については無効な登記であり、このような登記を基礎になされたYらの登記も四分の三を超える部分については無効な登記であるという。従って、Yらの単有の所有権の登記を、X四分の一、Y四分の三の持分の共有の登記に更正するのが自然であるとする。⁽²⁶⁾ 確かにこれならば、判旨のいう登記名義人の点でも、登記の個数の点でも同一性を害さないといえる。⁽²⁷⁾ しかし、これに対しては、中間省略相統登記といっても、本来の意味での中間省略登記ではなく、単に「二個の登記を便宜上一个の申請」で済ませることを認めたにすぎないものであり、本件⁽²⁸⁾の場合は、そもそも一個の相統登記で済ませることは許されなかったケースであった。それゆえ、実体関係に合致させるのであれば、やはり二段階の更正登記が必要となる。もし、一段の更正登記を認めると、結局、登記実務では認められていない、間に共同相統が絡む中間省略相統登記を認めることになってしまふという指摘もなされている。⁽²⁹⁾

三 真正な登記名義の回復を原因とする移転登記

いわゆる中間省略相統登記の更正方法に関する事例

では、最高裁が更正登記の代わり認めた「真正な登記名義の回復を原因とする移転登記」とはどのようなものであろうか。

例えば、実体関係においては甲↓乙という所有権の移転が行われたにもかかわらず、登記面においては甲↓丙という移転登記がなされた場合、もとよりこのような登記は無効である。この場合、乙は、本来であれば、いったん丙名義の所有権移転登記の抹消の申請を行い、改めて、甲↓乙の所有権移転登記を行うのが筋である。しかし、判例では、大審院時代から、「不動産の登記簿上の所有名義人は真正の所有者に対しその所有権の公示に協力すべき義務を有するものであるから、真正の所有者は所有権に基づき所有名義人に対し所有権移転登記の請求をなし得る」との理由から、真正な登記名義人への直接の移転登記請求を認め、実務もそれを追認してきた。⁽³⁰⁾ つまりこの場合、抹消登記を省略して、乙は丙↓乙の所有権移転登記を求めることができる。

これに対して通説は、我が国の登記制度では、登記に公信力がなく、また登記官に実質的審査権が与えられていないから、不動産取引を行うとする者は登記簿の記載により実体上の物権変動の有効性を調査しなければならず、登記簿の記載が物権変動の過程を反映していなければ調査が困難になる。そして、実体的な物

権変動の過程または態様と異なる登記をなすべき旨の請求権は当然には発生せず、無効登記の名義人に対する、実体関係に符合させるための登記請求権の内容は、常に抹消登記であって移転登記請求はできないという。⁽³¹⁾ これ以外にも、中間者がいる場合には、中間省略登記の場合と同様に中間者の抗弁権の利益を害してしまふという点や、登録免許税の免脱目的で濫用されるおそれも指摘されている。⁽³²⁾ ただし、近時は、真正な登記名義の回復を原因とする移転登記を、判決による場合に限り限定的に認める限定的肯定説⁽³³⁾や、判例・実務と同じように、原則的に肯定する原則肯定説も次第に有力になりつつある。⁽³⁴⁾

1 真正な登記名義の回復を原因とする移転登記が認められる場合

【3-1①】甲所有の不動産について、甲↓乙と所有権移転登記がなされたが、甲乙間の所有権移転が不存在・無効である場合。⁽³⁵⁾

【3-1②】甲所有の不動産について、乙がその所有権を譲り受けているが、甲から丙に不存在または無効な登記原因により所有権移転登記がなされている場合。⁽³⁶⁾

【3-1③】甲所有の不動産について、乙が不正に乙名義の所有権保存登記を受けた場合。⁽³⁷⁾

共有については次のような議論がある。

【3-1④】甲・乙共有の不動産について、乙名義で所有権保存登記がなされている場合。

最高裁はこの場合、更正登記をすべきとするが、⁽³⁸⁾学説の中には、更正登記に代えて、真正な登記名義の回復を原因とする移転登記を認める見解もある。⁽³⁹⁾

【3-1⑤】甲・乙が共同して丙から所有権を取得した不動産について、乙名義の所有権移転登記がなされている場合。

最高裁はこの場合、乙の所有権移転登記を甲・乙の共有とする更正登記をすべきとする。⁽⁴⁰⁾しかし、学説・下級審はこの場合にも真正な登記名義の回復を原因とする移転登記を認める。⁽⁴¹⁾

【3-1⑥】甲所有の不動産について、甲・乙共有名義の所有権移転登記がなされた場合。

この場合も本来は更正登記によるべきであるが、学説の中には真正な登記名義の回復を原因とする移転登記を認めるものもある。⁽⁴²⁾このように、判例は、基本的に、更正登記が認められる場合に

は、真正な登記名義の回復を原因とする移転登記を認めていない。

2 最高裁の判断

ここで、もう一度、本判決が真正な登記名義の回復を原因とする移転登記を認めた理由をみてみると、「記録によれば、本件において、被上告人Xは、登記簿上は上告人Y₁又は同Y₂の単独所有に係るものとして権利関係が表示されている本件不動産(1)ないし(4)につき、被上告人Xの現在の持分四分の一が表示されるよう是正を求めているものにはかならないのであって、その請求が意図するところは、本件不動産(1)(2)(4)については、被上告人Xの持分を四分の一とし、真正な登記名義の回復を原因とする所有権一部移転登記手続を求めて」：「いると解することができ、被上告人Xの請求は、右の趣旨のものとして認容すべきである」と述べている。

最高裁は、先に見たように、更正登記が認められる場合には原則として真正な登記名義の回復を原因とする移転登記を認めておらず、更正登記が認められない場合には、代わりに真正な登記名義の回復を原因とする移転登記を認めるといふ処理をしてきてお

いわゆる中間省略相統登記の更正方法に関する事例

(43) 本判決もその流れに位置づけることができる。

四 抹消登記の可否

本件の場合に、いったんYら名義の移転登記を全部抹消して、もう一度、「甲↓乙・X」、「乙↓Y」の登記をやり直すことができるのであろうか⁽⁴⁴⁾。本件で、Xは主位的請求としてこれを求めていたが、原審で否定され、上告の対象とはならなかった。判例は、甲・乙共有の不動産について、甲が単独の所有権登記をした場合に、少なくとも甲の持分についての登記は有効な登記であるから、これを全部抹消することはできず、一部抹消(更正)登記を求めるとどまるとする⁽⁴⁵⁾。しかし、場合によっては全部抹消登記を認めるべきとの下級審判決も存在する⁽⁴⁶⁾。その方がより忠実に権利変動の過程を登記簿に反映できるからであるとする。

最高裁の従来の立場からすると、本件においても、Y名義の登記は有効な登記であるから、これを全部抹消することは認められなかったものと考えられる。ただし、本件の場合には、真正な登記名義の回復を原因とする移転登記による是正方法が認められるので、あえて全部抹消登記を経て新たに移転登記を行うメリット

は存在しないであろう。

五 本判決の射程

本判決は事例判決であり、その射程はあくまで、順次相続がなされしかも中間に共同相続が介在したにもかかわらず中間省略相続登記がなされた場合に限定されると考える。ただし、同一性の判断の要素としての登記の個数の問題などは一般化できるかどうかは今後検討の余地がある。

追記

本稿は、二〇〇一年二月の神戸大学民法判例研究会での報告に基づくものである。研究会の席上では諸先生方より多くのご教示を賜った。ここに記してお礼に代えたい。

- (1) 金判一〇八九号三頁以下の無署名コメントによると、Xは主位的請求として、本件登記(1)～(4)の抹消登記手続をすることを請求し、第一次的予備的請求として、本件登記(1)(2)(4)を、昭和二十七年相続を原因とする乙、X、訴外長女、訴外二女の持分各四分の一とする所有権移転登記、ならびに平成五年相続を原因とする乙の持分全部移転登記に更正登記手続をすること、本件登記(3)を、昭和二十七年相続を原因とする、乙、X、訴外長女、訴外二女の持分各四分の一とする所有権保存登記ならびに平成五年相続を原因とする乙の持分全部移転登記に更正登記手続をすることを求めている。本件で問題となった更正登記は第二次的予備的請求で求められたものである。
- (2) 成田博「中間省略登記」『新不動産登記講座・第三卷 総論Ⅲ』(日本評論社、一九九八)三五八頁以下。
- (3) 昭和三〇年二月二六日民甲第二六七〇号民事局長通達・先例集追一五〇七頁。中間省略相続登記については以下の文献を参照。泉久雄「共同相続、遺産分割と登記」『不動産登記講座Ⅰ』(日本評論社、一九七六)二五八頁、香川保一編『新訂 不動産登記書式精義 上巻』(テイハン、

- 一九九四) 一三五九頁以下、飛沢隆志「数次相続と相続に
よる所有権移転登記」『不動産登記先例百選「第二版」』
(一九八二) 五四頁、中村葉「共同相続と登記」判夕六八
八号(一九八九) 四三四頁、中井一士「本件判批」登記情
報四六三号(二〇〇〇) 四五頁、五〇頁。
- (4) 泉・前掲二五九頁、香川・前掲一三五九頁以下、飛沢・
前掲五四頁、中井・前掲五一頁。
- (5) 中井・前掲五七頁。
- (6) 幾代通(徳本伸一補訂)『不動産登記法(第四版)』(有
斐閣、一九九四) 一八四頁。
- (7) 奈良次郎「変更登記・更正登記」『不動産法大系 第四
巻 登記』(青林書院、一九七二) 二七〇頁以下、有馬厚
彦「権利の更正の登記が許される場合(その一)」登記情
報四三〇号(一九九七) 一二四頁。
- (8) 小宮山秀史「変更・更正の登記」『新不動産登記講座・
第三巻 総論Ⅲ』(日本評論社、一九九八) 一三三頁以下。
- (9) 阿部則之「変更登記・更正登記」『現代 民事裁判の課
題②「不動産登記」』(新日本法規出版、一九九二) 二八〇
頁。
- いわゆる中間省略相続登記の更正方法に関する事例
- (10) 幾代・前掲一八六頁。
- (11) 昭和三年四月二八日民甲第七八六号民事局長心得通達・
先例集追Ⅱ二六一頁。
- (12) 昭和三〇年二月三日民甲第二七四七号民事局長通達・
先例集追Ⅰ五一頁。
- (13) 大判昭和九年一月一七日民集一三卷二一三八頁。
- (14) 昭和四〇年一〇月二日民甲第二八〇七号民事局長回答・
先例集追Ⅳ五五九頁。
- (15) 大判明治三五年五月三〇日民録八輯五卷一五六頁。
- (16) 最判昭和七年五月二四日裁集民六〇号七六七頁。
- (17) 最判昭和三八年二月二日民集一七卷一七三三五頁。
- (18) 昭和三六年一〇月一四日民甲二六〇四局長回答・先例集
追Ⅲ七〇二頁。
- (19) 昭和三年八月三日民甲第一四五四号民事局長通達・先
例集追Ⅱ一四四頁。
- (20) 昭和三六年八月一四日民甲第二〇三〇号民事局長回答・
先例集追Ⅲ五九六頁。
- (21) 大判大正四年二月二三日民録二輯二一七三頁。
- (22) 昭和五年三月一五日民甲第一五二四号民事局長第三課長

依命回答・先例集追VI五三七頁。

(23) 幾代・前掲一九二頁注(1)。

(24) 中井・前掲五三頁。

(25) 「本件判批」登記インターネット二卷五号九六頁。

(26) 登記インターネット・前掲九六頁。

(27) 中井・前掲五三頁。

(28) 飛沢・前掲五五頁。

(29) 中井・前掲五四頁。

(30) 大判昭和一六年六月二〇日民集二〇卷一四号八八八頁、

最判昭和三〇年七月五日民集九卷九号一〇〇二頁、昭和三

六年一〇月二七日民甲第二七三号民事局長回答・先例集

追Ⅲ七〇四頁、昭和三九年二月二七日民事三発第一二五号

民事局長第三課長回答・先例集追IV一〇頁。

(31) 舟橋諄一『物権法』(有斐閣、一九六〇)一三三頁以下、

我妻栄(有泉補訂)『新訂物権法』(岩波書店、一九八三)

一四四頁。

(32) 田中克志「真正な登記名義の回復の登記」『新不動産登

記講座・第二卷 総論Ⅱ』(日本評論社、一九九八)一八

〇頁以下。

(33) 杉之原舜一『不動産登記法』(一粒社、一九五七)一六

一頁、船越隆司「真正な登記名義の回復のできる場合」前

掲不動産登記講座I一四五頁。

(34) 田中・前掲一八〇頁以下。

(35) 大判明治三八年六月一六日民録一輯九七五頁、大判明

治三九年二月二六日民録一二輯二八一頁。

(36) 大判昭和一六年六月二〇日民集二〇卷一四号八八八頁、

前掲・最判昭和三〇年七月五日民集九卷九号一〇〇二頁。

(37) 最判昭和三二年五月三〇日民集一一卷五号八四三頁。

(38) 最判昭和四四年五月二九日判時五六〇号四四頁。

(39) 吉永順作「真正な登記名義の回復の効力」前掲不動産登

記講座I一六五頁、田中・前掲一九二頁。

(40) 前掲・最判昭和三八年二月二日民集一七卷一七号三三五

頁、最判昭和五九年四月二四日判時一一二〇号三八頁。

(41) 吉永・前掲一六五頁、東京地判平成五年三月二五日判タ

八四四号二五五頁。

(42) 田中・前掲一九三頁。

(43) 最近のものとしては、最判平成一一年三月九日判タ九九

九号二三六頁、最判平成一二年五月三〇日判時一七二四号

四五頁（千種裁判官補足意見）がある。

(44) 中井・前掲五六頁。

(45) 前掲・最判昭和三八年二月二日民集一七卷一号三三五頁、前掲・最判昭和四四年五月二九日判時五六〇号四四頁。

(46) 東京高判平成七年五月三一日判タ九〇三号一三四頁、東京高判平成八年五月三〇日判タ九三三号一五二頁。